



覚書

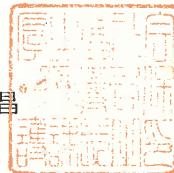
平成 7 年 2 月 24 日
法保調 第 106 号
社援保 第 28 号

法務省保護局調査連絡課長

小畠 哲夫

厚生省社会・援護局保護課長

松尾 武昌



更生保護事業法案並びに更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案の閣議決定に際し、法務省及び厚生省は、下記のとおり了解する。

記

- 1 更生保護事業法（案）第2条第2項第1号、第2号、第3号、第6号及び第8号に規定する被保護者の保護について、保護を行う当初から、保護観察所長の委託によらず、被保護者の申出により行うものはないこと。
- 2 更生保護事業法（案）の制定並びに更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備に関する法律（案）による犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法及び売春防止法の改正後も、法務省は、保護観察所長に対して、次の事項を指導すること。
 - (1) 委託保護終了後生活保護が必要となると考えられる者については、個別事案に即して十分な期間委託保護を行うとともに、委託保護を終了する際、その後もなお引

き続き更生保護法人等に滞在を希望している者について生活保護が必要となる例外的な場合には、保護観察所長は、委託保護を終了するに先立ち、委託保護終了の理由及び委託保護終了後も更生保護法人等に滞在させることの必要性について福祉事務所に説明するなど特に慎重な手続をとること。

(2) 福祉事務所から更生保護法人等に対し、当該更生保護法人等に入所中の生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者について資産収入等の調査依頼が行われた場合には回答に協力すること及び当該更生保護法人等に入所中の同条第1項の被保護者に対してなされる福祉事務所の指導に積極的に協力することについて、法務省は更生保護法人等に対して指導を行うこと。

3 更生保護事業法（案）の制定並びに更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（案）による犯罪者予防更生法等の改正後も、法務省は、更生緊急保護等の委託に関する予算額及び予算人員並びに更生保護法人に対する補助金が十分に確保されるよう努めること。